

取引環境適正化のための荷主対策・連携について

令和4年3月4日

国土交通省自動車局貨物課



国土交通省

「ホワイト物流」推進運動 ~ ホワイト物流推進運動の概要 ~

- 国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するため、若者、女性、高齢者も含めた全ての人にとって魅力ある「よりホワイト」な職場づくりを行う取り組み。

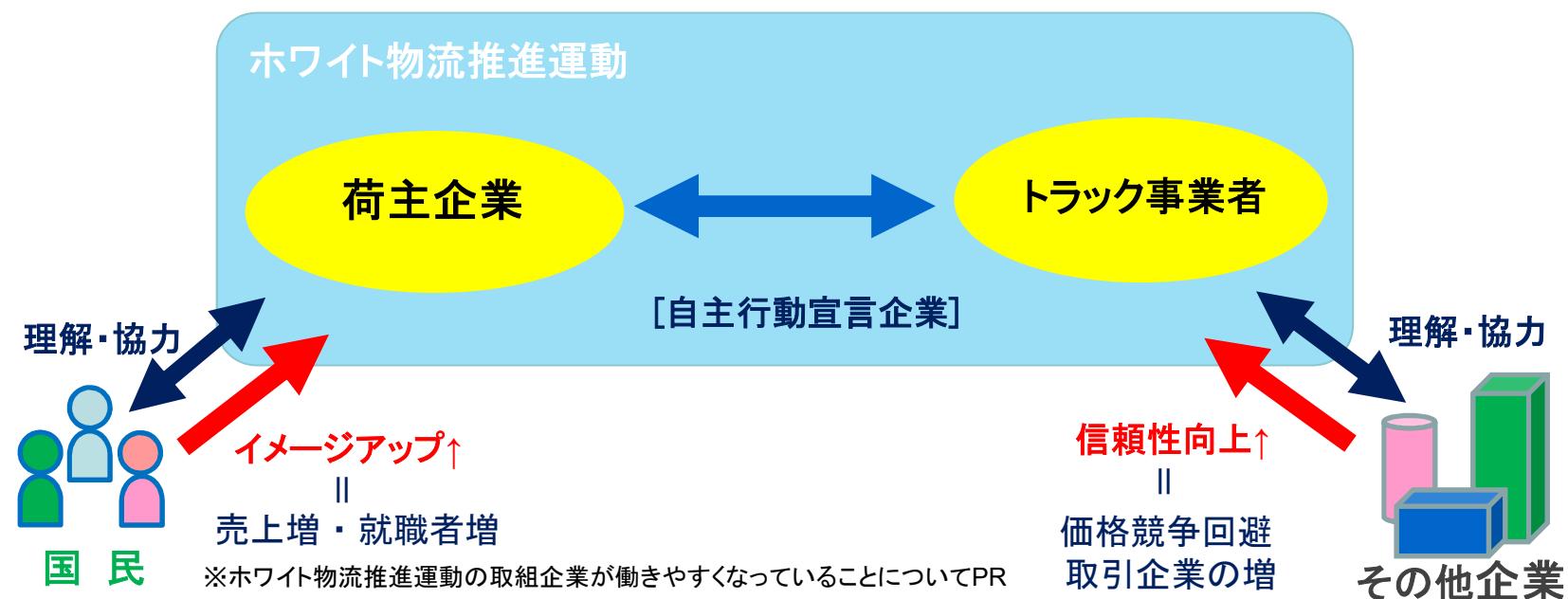
※ 全トラック運転手中、女性運転手は約 3%、65歳以上の運転手は約9% 【令和元年】

- 荷主企業、トラック事業者など、関係者が連携して当該取り組みを強力に推進。

平成30年 5月30日

「ホワイト物流」推進運動を重点施策とする「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議政府行動計画」が決定

推進運動のイメージ



企業に呼び掛ける事項

必須項目

(取組方針)

- ・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組みます。

(法令遵守への配慮)

- ・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

(契約内容の明確化・遵守)

- ・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

推奨項目

※推奨項目リストを公表

A. 運送内容の見直し

- ・物流の改善提案と協力
- ・予約受付システムの導入
- ・パレット等の活用
- ・発荷主からの入出荷情報等の事前提供
- ・集荷先や配送先の集約
- ・運転以外の作業部分の分離
- ・リードタイムの延長
- ・納品日の集約
- ・検品水準の適正化

等

B. 運送契約の方法

- ・運送契約の書面化の推進
- ・運賃と料金の別建て契約
- ・燃料サーチャージの導入
- ・下請取引の適正化

C. 運送契約の相手方の選定

- ・契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮
- ・働き方改革等に取り組む物流事業者の積極的活用

D. 安全の確保

- ・荷役作業時の安全対策
- ・異常気象時等の運行の中止・中断等

E. その他

- ・宅配便の再配達の削減への協力
- ・引越し時期の分散への協力
- ・物流を考慮した建築物の設計・運用

F. 独自の取組

- ・独自の取組

自主行動宣言のメリット

ホワイト物流推進連度は「SDGs」につながる取り組み



8. 働きがいも
経済成長も
すべての人のための持続的、包
摂的かつ持続可能な経済成長、
生産的な完全雇用およびディーセ
ント・ワーク(働きがいのある人間
らしい仕事)を推進する



9. 産業と技術革新の基
盤をつくろう
強靭なインフラを整備し、包摂
的で持続可能な産業化を推進
するとともに、技術革新の拡大
を図る



11. 住み続けられるまちづ
くりを
都市と人間の居住地を包摂的、安
全、強靭かつ持続可能にする



13. 気候変動に具体的
な対策を
気候変動とその影響に立ち向か
うため、緊急対策を取る

取引企業等との関係性向上

自主行動宣言を行った企業は、「物流ひいては日本経済が直面する課題解決に取り組む企業」となり、企業のCSR活動として非常に重要な意義をもちます。

企業がCSRを果たすことで、取引企業等との関係性も向上することが期待されます。

逆に取り組まない企業は、物流社会全体で取り組む課題に無関心という表明になりかねず、将来的にサプライチェーンから外されたり、株主や地域の支援を得ることができなくなったりする可能性も懸念されます。

企業のブランディングに効果的

自主行動宣言を行った企業は、社会に対して責任を果たす企業として認識され、企業イメージの向上やブランディングにも非常に効果的です。

こうした社会貢献的な取り組みを積極的に行い、高い企業イメージ、高いブランドイメージをもつ企業は、フェアトレード的に消費者や取引企業からも選ばれるようになったり、優秀な人材の採用にも有利になることが期待されます。

ビジネスチャンスにつながる

自主行動宣言を行った企業は、物流効率化などの課題を解決するための新しい取り組みを検討・実施しております。

こうした取り組みは、自主行動宣言を行った企業間での新規事業の創造や他業種との協働など、新しいビジネスチャンスにつながることが期待されます。

「ホワイト物流」推進運動

～ ホワイト物流推進運動における国土交通省の取り組み～



「ホワイト物流」推進運動 ポータルサイト

賛同企業リスト、「ホワイト物流」推進運動 推奨項目などをご紹介
賛同企業数：1289社（2021年10月31日時点）



<https://white-logistics-movement.jp/>

「ホワイト物流」推進運動 Twitter アカウントを立上げ

賛同した事の「効果」「感動」体験を、他社にShare（共有）& Spread（拡散）する仕掛けとして、「ホワイト物流」推進運動のTwitterアカウントを立上げ

ポータルサイト 新規コンテンツ 「集いの場」

賛同企業・団体同士の出会い・連携を支援する「集いの場」を8月開設

業界・業種にこだわらず賛同企業・団体の皆様が、自身の物流に関わる“困りごと”や“要望”などを、集いの場の掲示板に投稿し、その投稿を見て共感した他の賛同企業・団体様と連携に向けた意見交換ができるプラットフォームです。



「ホワイト物流」推進セミナー

- セミナータイトル：「ホワイト物流」推進運動セミナー
～物流生産性向上に向け荷主企業が推進する取組とは～
- 対象者：主に、荷主企業（業種/業界を特定せず、全産業を対象）
- 開催形態：オンライン開催（zoom）
- セミナー実施時期：令和3年10月～令和4年3月まで 月1回 [計6回]

| セミナープログラム(予定) | | 主催者：国土交通省 |
|--|--|----------------------|
| 1. 「ホワイト物流」推進運動の紹介 | | |
| 2. 最近の物流政策について（仮） | | 国土交通省 |
| 3. 物流効率化への取組み ～荷主だからできること、取り組んで欲しいこと～ | | 富士通総研 |
| 4. 取組事例の発表 | | 講演企業詳細は 裏面をご覧ください |

➤ 平成31年4月以降、1, 289社が自主行動宣言を提出（令和3年10月31日時点）

| 業態別 | 企業・組合 ・団体数 |
|-----------------|---------------|
| 農業、林業 | 1 |
| 漁業 | 0 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 1 |
| 建設業 | 11 |
| 製造業 | 367 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1 |
| 情報通信業 | 36 |
| 運輸業、郵便業 | 687 |
| 卸売業、小売業 | 111 |
| 金融業、保険業 | 3 |
| 不動産業、物品賃貸業 | 2 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 3 |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 1 |

| 業態別 | 企業・組合 ・団体数 |
|-------------------|---------------|
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 0 |
| 教育、学習支援業 | 2 |
| 医療、福祉 | 6 |
| 複合サービス事業 | 18 |
| サービス業（他に分類されないもの） | 20 |
| 公務（他に分類されるものを除く） | 0 |
| 分類不能の産業 | 19 |
| 合 計 | 1,289 |

- 令和2年3月に、①自主行動宣言未提出の荷主上場企業等に対し、再度参加要請文を送付する共に、②既提出企業等に対し、更なる取り組みの具体化や深掘りを要請。
- 今後も、セミナー等を通じて「ホワイト物流」推進運動の更なる推進が図られるよう関係省庁と連携した取組を実施。

荷主と運送事業者の連携による共同輸配送の取組み

- 一部地域では、複数荷主と運送事業者の連携による共同輸配送の取組みが進んでいる。
- 共同輸配送は荷主・運送事業者の双方の理解・協力が必要不可欠であり、国土交通省としても前向きな地域における取組みを後押し（意見交換やセミナーの開催、事例紹介など）
- 今後、他の業種や他の地域への横展開を図っていく。

例① ICTを活用した共同輸配送

実施主体：JAあきた等
対象品目：農産品

【取組みのポイント】

- 秋田県から首都圏市場へ出荷している農産品について、新たに設けたハブ拠点を中心に集荷と市場までの幹線輸送を切り離すことによりトラックドライバーの労働時間の短縮。
- 集荷ルートの見直し**や、ハブ拠点における**荷物の市場別仕分け**、**ICTによる物流情報の可視化**等により物流効率化を図る。

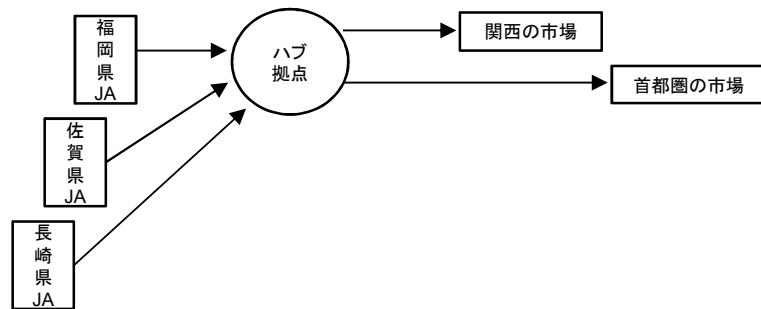


例② 県域をまたいだ共同輸配送

実施主体：JA佐賀、福岡、長崎等
対象品目：青果物

【取組みのポイント】

- 佐賀、福岡、長崎の3県域の青果物を福岡県香椎にあるハブ拠点に集積し、市場方面別に仕分けた上で大型車両により輸送。
- 産地から市場まで一貫したパレット輸送による荷役の省力化。

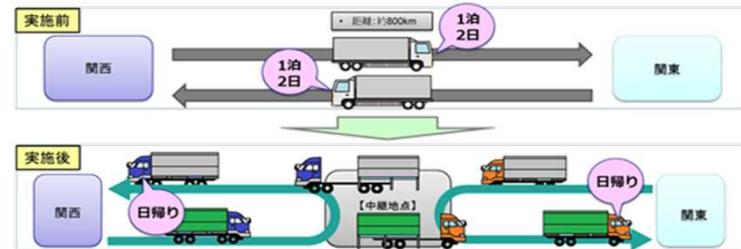


中継輸送の普及促進について

中継輸送とは

長距離運行を複数のドライバーで分担する輸送形態

【中継輸送イメージ（日帰り運行の実現例）】



労務負担の軽減や人手不足の緩和に資する

【中継輸送の実施に当たって（実施の手引き）】

平成29年3月に、中継輸送の実施に当たって検討すべき事項や必要となる資料等について、分かりやすく解説した手引書を作成

<手引書の項目>

- ・中継輸送の実施ルール、枠組み、運用の詳細、協定書の項目例 等

■ 大まかに運行図を作成する

ここまでは決まった段階で、一度、大まかな運行図を作成してみましょう。相手のトラック事業者と詳細の検討をするにあたって、活用する事ができます。

【運行図（イメージ）】



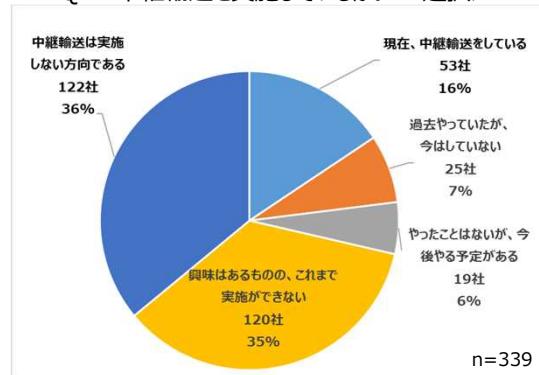
中継輸送の取組事例集（令和2年1月29日公表）

- すでに中継輸送を実施している全国の成功事例を集め、取組概要や成功の秘訣等をまとめた「取組事例集」を作成
- 全26事例あり、中継輸送の実施方式（①ドライバー交代方式、②トレーラー・トラクター方式、③その他方式（貨物入替え等））ごとに整理
- 事例集URL：<http://www.mlit.go.jp/common/001178753.pdf>

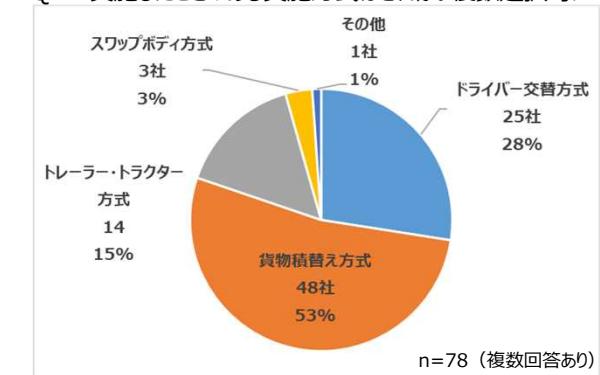


中継輸送に関するwebアンケート調査（トラック事業者を対象に令和3年9月～10月実施）

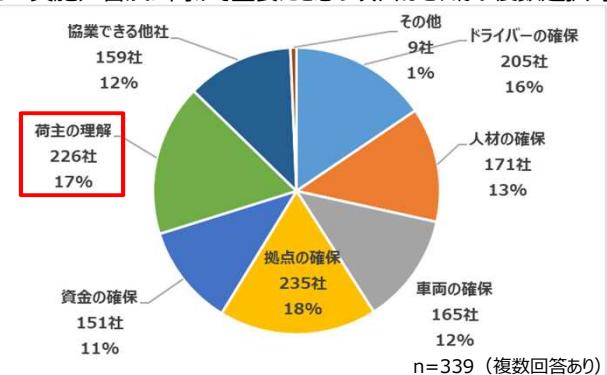
<Q1：中継輸送を実施しているか。1つ選択>



<Q2. 実施したことのある実施方式はどれか。複数選択可>



<Q3. 実施／普及に向けて重要だと思う項目はどれか。複数選択可>



⇒潜在的な実施ニーズが多くあることを踏まえ、今後さらなる普及促進策を検討

対応策

○適正な運賃収受のための荷主周知活動

⇒「燃料費を含む適正な運賃の収受」という基本的考え方に基づき「標準的な運賃」や「燃料サーチャージ」の導入等により、燃料価格上昇分を反映した適正な運賃等への見直しを行うよう、荷主企業に理解と協力を呼びかけ。
(荷主団体に文書により周知するとともに、各種協議会やセミナー等を通じて実施)

○相談窓口の設置

⇒トラック事業者が、燃料費の上昇分への運賃等への反映について相談ができるよう、国土交通本省、地方運輸局、運輸支局に、全国で合計64の相談窓口を新たに設置。

⇒国土交通省目安箱(web)にも意見募集の対象として燃料価格に関する事項を新たに明記

○荷主働きかけ等の法的な対応

⇒燃料費の上昇分を運賃等に反映することを求めたにもかかわらず不当に据え置くことは、独占禁止法の違反(買いたたき)等になるおそれがあるとともに、改正貨物自動車運送事業法に基づき、国交省による荷主への働きかけや、要請、勧告・公表等の対象にすることとし、この点につき、関係省庁等と連携して対応。

⇒上記の荷主周知活動や相談窓口、目安箱を活用して、こうした国交省の対応を関係者に周知するとともに、不当な据え置きに関する情報収集を行う

<貨物自動車運送事業法改正法附則第1条の2に基づく荷主への働きかけのフロー>

違反原因行為を荷主がしている
疑いがあると認められる場合

荷主が違反原因行為をしていること
を疑う相当な理由がある場合

要請してもなお改善
されない場合

働きかけ

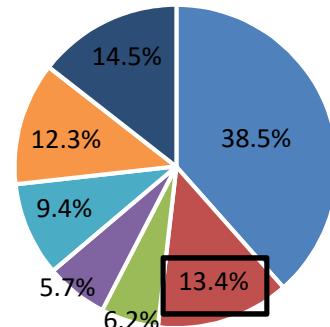
要 請

勧告・公表

独占禁止法違反の疑いがある場合は公正取引委員会へ通知

<営業費用に占める燃料費の割合>

- 人件費
- 燃料油脂費
- 修繕費
- 減価償却費
- 保険料等
- その他
- 一般管理費



出典:全日本トラック協会「経営分析報告書」(令和元年度決算版)

<相談窓口・目安箱(国交省HP)>



YouTube 本文へ 文字サイズ変更 検索 ENHANCED BY Google

令和3年(2021年)の燃料価格の上昇に対する対応について

● 令和3年(2021年)の燃料価格の上昇により、貨物自動車運送事業者の荷主の適正な運賃収受について、いっそうの促進を図るために、国土交通省で

1. 適正な運賃収受のための荷主周知活動

適正な運賃収受については、従前より、荷主・荷主団体に対して、様々なチラシ等にて、改めて「標準的な運賃」の設定や燃料サーチャージの導入等により、荷主・荷主団体に対する周知活動を行います。

- 荷主団体あて周知文書
- 運送委託者向けリーフレット
- 標準的な運賃パンフレット
- 燃料サーチャージガイドライン

2. 相談窓口の設置

運賃交渉力が十分に備わっていない貨物自動車運送事業者について、燃費等で十分にできるよう、本省、地方運輸局、運輸支局に、新たに、今般の燃料価

相談窓口一覧 ← **相談窓口**

3. 荷主への働きかけ等

荷主(元請を含む。)が貨物自動車運送事業者から燃料費の上昇分を運賃に据え置くことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和第120号)に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法(平成23年法律第12号)の規定によるものではありません。また、同法同条に基づき、当該行為を公正取引法の適用除外とする場合があります。

輸送実態把握のための意見等の募集窓口

← **目安箱**

燃料価格上昇を踏まえた荷主への周知



荷主関係団体 御中

国自貨第69号
令和3年11月10日

国土交通省自動車局貨物課長

貨物自動車運送事業者の適正な運賃収受のための周知について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の燃料価格上昇によって貨物自動車運送事業者の経営状況に与える影響が懸念されています。こうした燃料価格の上昇分については、「標準的な運賃」の設定や燃料サーチャージの導入等によって適正な運賃収受に繋げ、貨物自動車運送事業者のみがその負担を抱えないことが必要です。

また、今般の燃料価格上昇は、適正な運賃収受の重要性について認識を新たにするものではありますが、そもそも、「標準的な運賃」において積算される人件費、車両更新に要する費用、事業運営や物流効率化に必要となる設備導入に要する経費などを含め、適正な運賃を収受することが物流の持続可能性を確保するうえで重要です。

つきましては、荷主（運送委託者）と貨物自動車運送事業者が協議の上、適正な運賃による運送契約の締結を行うことは、取引環境の適正化のために不可欠であることから、今般の趣旨についてご理解いただき、下記の事項について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 貨物自動車運送事業者と協議の上、燃料費の上昇分を反映した適正な運賃・料金への見直しを行うこと。

2. 貨物自動車運送事業者から燃料費の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）附則第1条の2に基づき、荷主への働きかけ、要請、勧告・公表等の対象となること。

運送委託者の方へのお知らせ



燃料費・人件費の上昇分の負担を拒んでいませんか？



法令違反となるおそれがあります!!

●運送委託者が運送事業者から燃料費・人件費の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、下記法・規の規定に違反するおそれがあります。

要注意! チェックポイント

●燃料費・人件費の上昇を踏まえた運賃・料金の見直しや見直さないでいること。
●燃料サーチャージの導入申請が審査に落ちたにもかかわらず、申請を拒んでいませんか。

こんな取引を目指しませんか?

●運送事業者と原則的に協議し、運賃・料金を見直す。
●無理な燃料費上昇など私的的な取引に際しては、横的競争により運賃・料金を削減す。

本件に関するお問い合わせへ → 国土交通省 適正取引相談窓口（運賃見直し相談をご覧ください）

貨物自動車運送事業法改正法附則第1条の2に基づく荷主への働きかけ等

- 制度改正について荷主・運送事業者向けに**関係省庁連名で周知**。
- 国交省HPにおいて**意見等の募集窓口を設置**。

違反原因行為を荷主がしている
疑いがあると認められる場合

荷主が違反原因行為をしていること
を疑う相当な理由がある場合

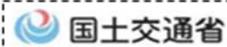
要請してもなお改善
されない場合

働きかけ

要 請

勧告・公表

独占禁止法違反の疑いがある場合は公正取引委員会へ通知



輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集について

国土交通省では、貨物自動車運送事業者及び荷主のみなさまに対して、これまで、「標準運送約款の改正」、「適正取引の推進」、「荷主勧告制度」等を周知してきました。
これらの取組みに関するご認識、浸透度、実施状況等の実態把握を行うため、輸送・荷待ち・荷役などに関する意見等の募集窓口を設置致しました。

意見等の募集窓口 <https://www.mlit.go.jp/jidoshajyousai/index.html>

長時間の荷待ちや契約に含まれない附帯業務（追加業務）など、コンプライアンス確保に影響しうる輸送に関する情報をお持ちの場合は、こちらへ情報を寄せください。

●お持ちの情報はこちらへ投稿ください

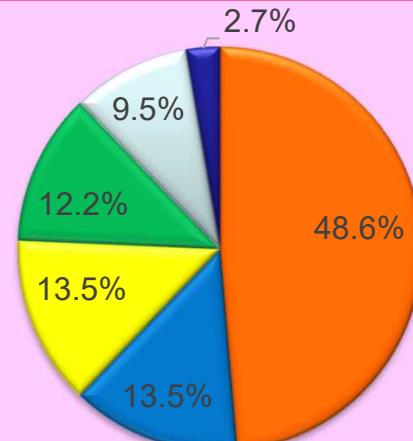
(参考)
 ○標準貨物自動車運送約款等の改正について
 ○トラック輸送における適正取引推進の推進について
 ○荷主勧告制度について
 ○業務記録の記載対象となる荷待ち時間・荷役作業等について



このページのQRコード

国交省HP : 意見等の募集窓口

働きかけにおける違反原因行為の割合



- 長時間の荷待ち
- 過積載
- 依頼になかった附帯業務
- 拘束時間超過
- 無理な配送依頼
- 異常気象

※令和3年11月末時点

(参考)荷待ち時間・荷役作業等の記録義務付けについて

トラックドライバーの長時間労働を改善し、輸送の安全の確保を図るべく、荷待ち時間や荷役作業等の実態を把握するとともに、荷待ち時間や、荷主との契約書に記載のない荷役作業等を生じさせている荷主に対する勧告等を行うに当たっての一助等とするため、荷待ち時間等の記録を新たにトラック運送事業者に義務付ける省令改正(貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令)を行い、令和元年6月15日から施行しているところ(荷待ち時間の記録義務付けについては、平成29年7月に改正)。

【改正の概要】

○荷待ち時間等の記録の義務付け(輸送安全規則第8条関係)

トラックドライバーが車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のトラックに乗務した場合、ドライバー毎に、
①集貨又は配達を行った地点(以下「集貨地点等」という。)
②集貨地点等への到着の日時を荷主から指示された場合にあっては、当該日時
③集貨地点等に到着した日時
④集貨地点等における荷積み又は荷卸しの開始及び終了の日時
⑤集貨地点等で、貨物の荷造り、仕分けその他貨物自動車運送事業に附帯する業務(以下「附帯業務」という。)を実施した場合にあっては、附帯業務の開始及び終了の日時
⑥集貨地点等から出発した日時
⑦集貨地点等で積込み若しくは取卸し又は附帯業務(以下「荷役作業等」という。)を実施した場合(荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合にあっては、当該荷役作業等に要した時間が1時間以上である場合に限る。)にあっては、
・集貨地点等
・荷役作業等の内容並びに開始及び終了の日時
・荷主が上記に掲げる事項について確認した場合にあっては、その旨
・上記に掲げる事項について荷主の確認が得られなかつた場合にあっては、その旨について記録し、1年間保存しなければならない。

平成29年7月1日から、 荷主都合30分以上の荷待ちは 「乗務記録」の記載対象です。

トラックドライバーの荷待ち時間削減と適正取引構築のために



出典:「トラック輸送状況の実態調査結果」
(国土交通省、平成27年調査)



※デジタコなど他の方法で記録している場合は記載不要です。

トラックドライバーの長時間労働の要因の一つとなっている荷待ち時間。これを削減するためには、トラックドライバーの乗務実態を把握することで、トラック運送事業者と荷主の協力による改善への取り組みを促進するとともに、国としても、トラック運送事業者やトラックドライバーに対して過度な要求をし、長い荷待ち時間や長時間労働を生じさせている荷主に勧告等を行うにあたっての判断材料とします。

ムダな荷待ち時間を減らし、トラックドライバーの労働環境を改善するためにも、荷主都合による荷待ち時間が30分以上あった場合は必ず「乗務記録」に記載し、最低1年間は保存してくださいとして追加するものです。

国土交通省では、今回の一部改正により、荷待ち時間等の実態を把握することで、トラック運送事業者と荷主の協力による改善への取り組みを促進するとともに、国としても、トラック運送事業者やトラックドライバーに対して過度な要求をし、長い荷待ち時間や長時間労働を生じさせている荷主に勧告等を行うにあたっての判断材料とします。

ムダな荷待ち時間を減らし、トラックドライバーの労働環境を改善するためにも、荷主都合による荷待ち時間が30分以上あった場合は必ず「乗務記録」に記載し、最低1年間は保存してください。

国土交通省

JTA 公益社団法人
全日本トラック協会

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

荷待ち時間等の記録義務付け

(貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正)にともなう
乗務記録付票 [記載例]

集貨・荷卸しのパターン例 (サンプル)

- ① 集貨地点等に到着 (乗務記録記載)
 - ②-1 荷待ち待機 (20分: 荷主都合)
 - ③-1 附帯業務 (20分: 本来業務)
 - ②-2 再荷待ち待機 (20分: 荷主都合)
 - ③-2 附帯業務 (30分: 荷主都合)
 - ④ 荷積み (60分: 本来業務)
- ⑤ 集貨地点等を出発 (乗務記録記載)

* 上記の場合、(②-1)+(②-2)=待機時間 40分
「乗務記録記載要件【荷主都合による(荷待ち待機時間 30分以上)】に合致」

記載はこんなにカンタン!
集貨地点等と時刻を書き込むだけ!
記入見本のように、集貨地点等への到着時刻、荷待ち待機の開始・終了時刻、附帯業務の開始・終了時刻、荷積み・荷卸しの開始・終了時刻などの必要事項をご記入ください。記録用紙は、必要な項目が記載されれば、各事業者で作成した様式で構いません。

記入見本

荷待ち時間記録(例)

(平成29年7月12日)

* 車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上の車両が対象

車両番号: ()
集貨地点等 (荷積み地 / 荷卸し地 / 附帯業務実施地): (○○食品□□物流センター)

| 荷主指定の到着時刻(有る場合) | 集貨地点等への到着時刻 |
|-----------------|-------------|
| ① 9時00分 | 8時00分 |

| 荷待ち待機 開始・終了時刻 | 荷主都合による荷待ち待機の合計時間 |
|------------------|-------------------|
| ②-1 9:00 ~ 9:20 | → 時間 40分 |
| ②-2 9:40 ~ 10:00 | |

| 附帯業務 開始・終了時刻 |
|-------------------|
| ③-1 9:20 ~ 9:40 |
| ③-2 10:00 ~ 10:30 |

| 荷積み / 荷卸し 開始・終了時刻 |
|-------------------|
| ④ 10:30 ~ 11:30 |

| 集貨地点等からの出発時刻 |
|--------------|
| ⑤ 11時30分 |

*この事例・様式は、見本として示したものです。

注

- 集貨地点等に到着した時刻(荷主から指定された場合は該当時刻)から出発した時刻までに、荷主の都合により待機した時間の合計が30分未満の場合は記録不要です。
- また、必要事項をデジタコなど他の方法で記載している場合は記載不要です。
- 現在使用中の「乗務記録」に記載する方法もあります。

令和元年6月15日から、ドライバーが 荷役作業や附帯業務を行った場合、当該作業は、 「乗務記録」の記載対象となります。

*「乗務記録」は法令に基づきトラック運送事業者が記録及び保存することが義務付けられているものです。

トラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築のために



※ 荷主との契約書に、実施した荷役作業等が全て明記されている場合は、荷役作業等に要した時間の合計が1時間以上となった場合が対象となります。

また、記録内容について荷主が確認したか、あるいは荷主の確認が得られなかつたかについても記録対象となります。

トラック運送業界では、ドライバーの長時間労働の是正が喫緊の課題ですが、長時間の荷役時間の発生に加え、荷主との契約に定めがない荷役作業等の発生により当初の運行計画が崩れることが、ドライバーの拘束時間に関する基準を超過する状況を招き、コンプライアンスを確保した運行を妨げる一因となっています。

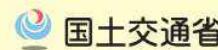
こうした状況を踏まえ、国土交通省では「貨物自動車運送事業輸送安全規則」を改正しました（令和元年5月10日：公布、同年6月15日：施行）。

この省令改正は、トラックドライバーが「車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のトラックに乗務した場合」に、集荷地点等で積込み若しくは取卸し又は附帯業務（以下「荷役作業等」という）

を実施した場合も乗務記録の記載対象として追加するものです（荷役については、平成29年7月に既に記載対象となっています）。

国土交通省では、今回的一部改正により、より詳細に荷役作業等の実態を把握することで、トラック運送事業者と荷主の協力による改善への取組みを一層促進するとともに、国としても、トラック運送事業者やトラックドライバーに対して過度な要求をし、長時間労働を生じさせている荷主に勤告等を行うにあたっての判断材料となります。

荷役作業等の負担を軽減し、トラックドライバーの労働環境を改善するためにも、記録対象となる荷役作業等が発生した場合は必ず「乗務記録」に記載し、最低1年間は保存してください。



全国貨物自動車運送適正化事業実施機関



荷役時間・荷役作業等の記録義務付け（貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正）に伴う

※荷役については、平成29年7月に既に記載対象となっています。

着荷主側で荷物の積込み時に荷役・荷役作業等が発生し、 契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合

ハターン例（サンプルB）

| 日付 | 担当ドライバー | 荷役作業等時間 | 荷役開始時間 | 荷役終了時間 | 出発時間 |
|-------------|---------|---------|--------|--------|-------|
| 15：45 | ● ● ● ● | ● ● ● ● | 15：45 | 16：00 | 16：00 |
| 16：00 | | | | | |
| 16：40～17：00 | ● ● ● ● | ● ● ● ● | 16：40 | 17：00 | →20分 |
| 17：20～17：50 | | | 17：20 | 17：50 | →30分 |
| 17：50 | | | | | 出発 |

※ 荷役作業等の合計時間が50分ですが、契約書に明記されていないので記録対象外となります。

記入見本　荷役時間・荷役作業等記録票(例)

| 荷主名：株式会社●● | 車両番号：●●●●●● |
|--|-------------|
| 契約書にて荷物の積込み時に荷役・荷役作業等が発生し、 契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合 | |
| 着荷主側で荷物の取扱い時に荷役・荷役作業等が発生し、 契約書にて荷役作業等が発生する場合 | |
| 日付 | 担当ドライバー |
| 8：45 | ● ● ● ● |
| 9：00 | |
| 9：20～9：40 | ● ● ● ● |
| 10：00～10：30 | ● ● ● ● |
| 10：30～11：30 | ● ● ● ● |
| 11：30 | |

※ 荷役作業等の合計時間が50分ですが、契約書に明記されていないので記録対象外となります。

記入見本　荷役時間・荷役作業等記録票(例)

| 荷主名：株式会社OO | 車両番号：○○○○○○ |
|----------------------------|-------------|
| 契約書にて荷役作業等の合計時間が50分以上である場合 | |
| 荷役時間の指定期間の合計時間が50分以上である場合 | |
| 日付 | 担当ドライバー |
| 8：45 | ● ● ● ● |
| 9：00 | |
| 9：20～9：40 | ● ● ● ● |
| 10：00～10：30 | ● ● ● ● |
| 10：30～11：30 | ● ● ● ● |
| 11：30 | |

※ 荷役作業等の合計時間が50分ですが、契約書に明記されていないので記録対象外となります。

※ 荷役作業等の合計時間が50分以上である場合は、荷役時間の指定期間の合計時間が50分以上である場合

※ 別途運送手数料などの方法で荷役・荷役作業等が記載している場合、荷役時間の指定期間の合計時間が50分以上である場合

※ 荷役時間の指定期間の合計時間が50分以上である場合は、荷役時間の指定期間の合計時間が50分以上である場合

※ 別途運送手数料などの方法で荷役・荷役作業等が記載している場合、荷役時間の指定期間の合計時間が50分以上である場合は、荷役時間の指定期間の合計時間が50分以上である場合

※ 別途運送手数料などの方法で荷役・荷役作業等が記載している場合、荷役時間の指定期間の合計時間が50分以上である場合は、荷役時間の指定期間の合計時間が50分以上である場合

※ 「荷役・荷役作業等の合計時間が50分以上である場合」には、余地においては荷主側の荷役の担当者等の、着地においては荷役の担当者等の、サイン等を記入してください。